

消費生活センターだより



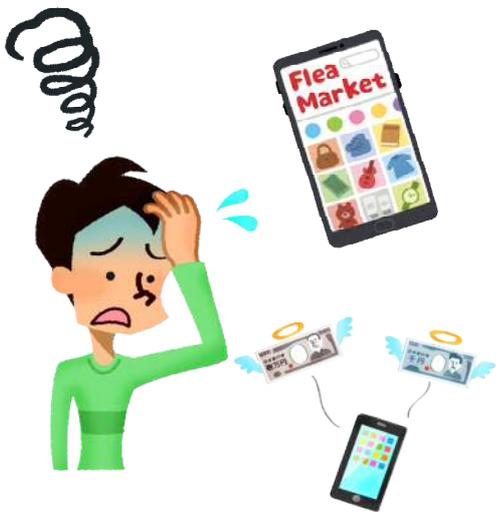
暮らしのスクラム



儲け話の勧誘にご注意！！

\ 「簡単に稼げる」「儲かる」 /

そんなうまい話はありません！



【事例1】

「在庫を持たずに商品をフリマサイトで転売し簡単に稼げ、失敗した時のサポートもついている」という情報商材を50万円で購入したが、まったく収入にならずクレジットのローンの支払いだけが残ってしまった。

【事例2】

「写真を貼り付けるなど簡単な作業で儲かる」という副業ビジネスのSNSのメッセージをきっかけに情報商材を購入した。その後、業者から電話で「情報商材より儲かる」と勧誘され、高額なコンサルティング契約を結ばされたが、広告や説明のように儲からなくて困っている。

解説

仕入れた商品を買って利益を得るには、仕入代金に出品手数料などの経費や、自らの利益を上乗せした価格で売却する必要があります。転売ビジネスの場合、ほかの出品者よりも高値になると買い手が付かず、値下げすると利益がなくなり、簡単には儲かりません。また、フリマサイトの中には、実際に手元にない状態での商品を出品することを禁じているサイトもあり、サイト運営会社からアカウントを停止される可能性も考えられます。そうになると、そもそもビジネスとして成立しないでしょう。

「簡単に高額収入を得られる」と強調する広告や宣伝には注意しましょう。友人や知人から勧誘されて「儲かるからすぐに返済できる」と言われローンを勧められることもありますが、借金をしてまで契約するのはやめましょう。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！



消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話
072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、

事前に電話予約してください。

●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車
北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉 (年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉 (年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで